

新潟県土地改良施設維持管理適正化事業等補助金交付要綱

昭和52年10月17日制定
平成元年 2月 4日一部改正
平成 6年11月 1日一部改正
平成14年 5月22日一部改正
平成16年 4月 1日一部改正
平成25年 4月24日一部改正
平成30年 6月14日一部改正
令和 4年 6月 6日一部改正

第1 趣 旨

知事は、「土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱の制定について（昭和52年 4月20日付け52構改B第600号農林事務次官通達）」、「土地改良施設維持管理適正化事業について（昭和52年 4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通達）」、「施設改善対策事業実施要領の制定について（昭和62年 5月20日付け62構改B第500号）」及び「安全管理施設整備対策事業実施要領の制定について（平成29年3月31日付け28農振第2155号）」に基づく土地改良施設維持管理適正化事業、施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業（以下併せて「適正化事業等」という。）を実施する新潟県土地改良事業団体連合会（以下「県連合会」という。）が、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）に拠出する拠出金について、その経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第 7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助金交付の相手方

適正化事業等は、全国連合会が造成する適正化事業等の資金の拠出者である県連合会とする。

第3 補助金の額

適正化事業等は、適正化事業等の実施に要する経費として見込まれる額の30パーセント相当額で、毎年度予算の範囲内で定める。ただし、防災減災機能等強化事業にあっては、防災減災機能等強化事業の実施に要する経費として見込まれる額の20パーセント相当額で、毎年度予算の範囲内で定める。

第4 補助金の交付申請

規則第3条の規定による補助金の交付申請は、毎年度全国連合会から県連合会に対して拠出金の決定通知があったときに、別記第1号様式による補助金交付申請書を提出して行わなければならない。

第5 事業内容変更の承認申請

補助金の交付決定に係る事業の内容（予定事業費又は拠出金の額）について変更しようとする場合は、別記第2号様式による内容変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

第6 補助金の交付

補助金は、別記第3号様式による概算払請求書に基づき概算交付とし、県連合会が全国連合会に拠出金を拠出すべき時期までに交付する。

第7 状況報告

規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定にかかる年度の9月30日現在において別記第4号様式による状況報告書を作成し、当該月の翌月31日までに知事に提出して行うものとする。ただし、同時期の概算払請求書をもって代えることができる。

第8 実績報告

規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、その提出期限は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月末日までとする。

第9 書類の提出部数

この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。ただし、実績報告中「適正化事業等実施結果報告書」については2部とする。

第1号様式

年度土地改良施設維持管理適正化事業等補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県土地改良事業団体連合会長

年度において、土地改良施設維持管理適正化事業等の資金拠出にあたり、全国土地改良事業団体連合会から本年度の拠出金額についての決定があったので、新潟県土地改良施設維持管理適正化事業等補助金交付要綱に基づき、補助金 円を交付されたく、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 年度土地改良施設維持管理適正化事業等の実施に要する経費として見込まれる額

円

内 訳	整備補修事業	円
	防災減災機能等強化事業	円
	緊急整備補修	円
	施設改善対策事業	円
	安全管理施設整備対策事業	円

2 全国土地改良事業団体連合会に対する拠出

(1) 拠出金の額

内 訳	整備補修事業	円
	防災減災機能等強化事業	円
	緊急整備補修	円
	施設改善対策事業	円
	安全管理施設整備対策事業	円

(2) 拠出予定年月日 年 月 日

3 加入年度別予定事業費及び拠出金の額

4 土地改良施設維持管理適正化事業等に係る収支予算書

注) 記の3の「加入年度別予定事業費及び拠出金の額」については、別紙様式によること。

(3) 緊急整備補修

① 土地改良施設維持管理適正化事業の加入状況

加入 年度	事業実施予定 年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計
		年度	予定事業費							—	—
年度	拠出金							—	—	—	—
年度	予定事業費	—						—	—	—	
年度	拠出金	—						—	—	—	
年度	予定事業費	—	—						—	—	
年度	拠出金	—	—						—	—	
年度	予定事業費	—	—	—						—	
年度	拠出金	—	—	—						—	
計	予定事業費										
	拠出金										

② 緊急整備補修の実施予定

年度 予定事業費

(4) 施設改善対策事業

加入 年度	事業実施予定 年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度	計
		年度	予定事業費				—
年度	拠出金				—	—	
年度	予定事業費	—				—	
年度	拠出金	—				—	
年度	予定事業費	—	—				
年度	拠出金	—	—				
計	予定事業費						
	拠出金						

(5) 安全管理施設整備対策事業

加入 年度	事業実施予定 年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度	計
		年度	予定事業費				—
年度	拠出金				—	—	
年度	予定事業費	—				—	
年度	拠出金	—				—	
年度	予定事業費	—	—				
年度	拠出金	—	—				
計	予定事業費						
	拠出金						

注 拠出金は、土地改良区等の拠出金を記載すること

第 2 号様式

年度土地改良施設維持管理適正化事業等内容変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業の内容について、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう新潟県土地改良施設維持管理適正化事業等補助金交付要綱第 5 の規定により申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更内容

第3号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県土地改良事業団体連合会長

年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

区 分	交 付 決 定 額		補 助 金			備 考
	事 業 費 抛 出 金	補 助 金	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額	
事業費 抛出金	千円	千円	千円	千円	千円	

区 分	事業費 (抛出金)	月 日現在抛出見込 額		備 考
		%	金 額	
事業費 (抛出金)	千円		千円	

全国土地改良事業団体連合会へ抛出年月日

年 月 日

第4号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県土地改良事業団体連合会長

年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、
月 日現在の遂行状況を新潟県補助金等交付規則第10条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

区 分	事業費 (拠出金)	金 額	%	備 考
事業費 (拠出金)	千円	千円		

第 5 号様式

年度土地改良施設維持管理適正化事業等補助金実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県土地改良事業団体連合会長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金に係る全国土地改良事業団体連合会に対する拠出金の拠出を行いましたので、新潟県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により報告します。

記

1 補助金の交付決定額

円

内 訳	整備補修事業	円
	防災減災機能等強化事業	円
	緊急整備補修	円
	施設改善対策事業	円
	安全管理施設整備対策事業	円

2 全国土地改良事業団体連合会に対する拠出

(1) 拠出金の額

内 訳	整備補修事業	円
	防災減災機能等強化事業	円
	緊急整備補修	円
	施設改善対策事業	円
	安全管理施設整備対策事業	円

(2) 拠出予定年月日 年 月 日

3 土地改良施設維持管理適正化事業等に係る収支決算書

4 土地改良施設維持管理適正化事業等実施結果報告書

注) 記の 4 の様式は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領第 1 3、施設改善対策事業実施要領第 6 及び安全管理施設整備対策事業実施要領第 6 に定めるものとする。